

## 板橋区多世代住み替え支援事業

18歳以下のお子さんがある世帯で、夫婦どちらかの親世帯が区内に1年以上住んでおり、板橋区内の転居または区外からの転入により、これから引っ越しをする予定ですか？  
 ※その他、「住民税を滞納していない」など、対象となる世帯の要件を満たしている必要があります。

はい

既に引越し済です。

転居先の住宅は④賃貸住宅、⑤住宅を新築（または購入）のどちらですか？  
 また、これから住宅の契約ですか？ それとも既に契約締結済みですか？ ⑤で契約済みの場合、不動産登記完了前ですか？

④で既に契約済み

⑤で既に契約済みかつ不動産登記完了後

区外からの転入または区内転居における、住民票上の引越しの日<sup>(※)</sup>はいつですか？（またはいつの予定ですか？）  
 (※)転入届や転居届を提出する際、「異動年月日（引越しの日付）」として記入した日

④でこれから契約  
 ※ただし、引っ越しが3か月以上先の予定である場合は次ページ参照

⑤で契約前、または契約済で不動産登記完了前

次ページ参照

令和8年  
3月31日以前

事業の対象外です。

● 予定登録申請ができます。契約締結前に書類の提出が必要です。必要な書類は①～③です。郵送または窓口へ提出してください。予算上限に達し次第、受付終了となりますことを、あらかじめご了承ください。

● 予定登録申請受理後、審査を行い、要件等に問題がなければ予定登録承認の通知を送ります。書類審査の結果、要件を満たさない場合など承認できないことがあります。

● 予定登録決定日の翌日以降に支払ったものが助成対象となります。

● 引っ越し業者は国から許可を得た事業者のみ助成対象なので、契約の際ご注意ください。

● 支払いの際は、申請者世帯が支払ったことがわかるように領収書等をそろえてください（親世帯の支払いは対象外です）。

### 【予定登録申請必要書類】

- ① 予定登録申請書（第1号様式）
- ② 親世帯との親子関係を証明する戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（1か月以内に発行されたもの）
- ③（区外に住んでいる場合のみ）住民票の写し、世帯の主たる生計者の納税証明書（令和7年1月1日時点にお住まいの自治体で発行された令和7年度の証明書）

令和8年  
4月1日～5月31日

● 経過措置の対象となります。令和8年6月1日～6月30日に本申請の手続きができます。

令和8年  
6月1日～6月30日

● 経過措置の対象となります。住民票上の引越しの日から30日以内に本申請の手続きができます。

※ただし、住民登録の確認の結果、引越しの日が令和8年3月31日以前の場合または住民登録のない場合は、対象外となります。日付が不明な方などは、お問い合わせください。

● 本申請に必要な書類は①～⑦です。郵送または窓口へ提出してください。予算上限に達し次第、受付終了となりますことを、あらかじめご了承ください。

● 書類審査の結果、要件を満たさない場合など助成できないことがあります。

### 【経過措置の本申請必要書類】

- ① 予定登録申請書（第1号様式）
- ② 助成金交付申請書（第2号様式）
- ③ 住宅の賃貸契約書または売買契約書の写しなど
- ④ 新耐震基準に適合することが確認できる書類（賃貸の場合は賃貸契約書、持ち家の場合は建築確認検査済証の写しなど）
- ⑤ 対象経費の支払いを証明できる書類（領収書のコピーなど。子育て世帯が支払ったことが明記されていること。）
- ⑥ 親世帯との親子関係を証明する戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（1か月以内に発行されたもの）
- ⑦（区外から転入の場合のみ）世帯の主たる生計者の納税証明書（令和7年1月1日時点にお住まいの自治体で発行された令和7年度の証明書）

## 住宅を新築(または購入)

●原則は、転居先の住宅の契約締結前に予定登録申請が必要ですが、例外として、住宅の新築(または購入)する場合で、予定登録申請から本申請まで3か月以上1年未満の期間がかかる見込みのときは、住宅の契約後でも不動産登記完了前であれば予定登録申請ができます。

➡ 予定登録申請から、本申請(引っ越し後)するまでの期限は、3か月後の月末ですが、引っ越し予定日から考慮して、期限までに本申請できる見込みがありますか？

例:4月に予定登録申請をした場合、引っ越し後、本申請をするのは7月末日まで

## 賃貸住宅で引っ越しが3か月以上先

●予定登録申請から、住宅の契約・引っ越しをして、本申請をするまでの期限は、3か月後の月末です。

例:4月に予定登録申請をした場合、引っ越し後、本申請をするのは7月末日まで

●引っ越しがまだ先の話でしたら、上記の期限を考慮のうえ、引っ越しの3~4か月前になりましたら、改めてお問合せください。ただし、予算上限に達し次第、受付終了となりますことを、あらかじめご了承ください。

期限までに本申請できる見込みである。

予定登録申請から本申請まで3か月以上かかる見込みである。

既に契約済ですか？

契約済み

これから契約

●予定登録申請から、引っ越し後、本申請をするまでの期限は3か月後の月末であることを考慮のうえ、住宅契約の手続きを先に進めていただき、不動産登記完了前で、かつ引っ越しの3~4か月前になりましたら、改めてお問合せください。ただし、予算上限に達し次第、受付終了となりますことを、あらかじめご了承ください。

●既に契約締結済みの方も同様です。

●不動産登記完了前であれば、予定登録申請ができます。

●必要な書類は①~④です。郵送または窓口に提出してください。予算上限に達し次第、受付終了となりますことを、あらかじめご了承ください。

●予定登録申請受理後、審査を行い、要件等に問題がなければ予定登録承認の通知を送ります。書類審査の結果、要件を満たさない場合など承認できないことがあります。

●予定登録決定日の翌日以降に支払ったものが助成対象となります。

●引っ越し業者は国から許可を得た事業者のみ助成対象なので、契約の際ご注意ください。

●支払いの際は、申請者世帯が支払ったことがわかるように領収書等をそろえてください(親世帯の支払いは対象外です)。

※前ページ【予定登録申請必要書類】①~③参照  
※これに加えて④が必要

④引き渡し日が客観的に判断できるもの

●予定登録申請ができます。契約締結前に書類の提出が必要です。

●必要な書類は①~③です。郵送または窓口に提出してください。予算上限に達し次第、受付終了となりますことを、あらかじめご了承ください。

●予定登録申請受理後、審査を行い、要件等に問題がなければ予定登録承認の通知を送ります。書類審査の結果、要件を満たさない場合など承認できないことがあります。

●予定登録決定日の翌日以降に支払ったものが助成対象となります。

●引っ越し業者は国から許可を得た事業者のみ助成対象なので、契約の際ご注意ください。

●支払いの際は、申請者世帯が支払ったことがわかるように領収書等をそろえてください(親世帯の支払いは対象外です)。

※前ページ【予定登録申請必要書類】①~③参照